

津山圏域衛生処理組合
汚泥再生処理センター
施設建設・運営事業

基本協定書

(案)

平成27年5月29日

津山圏域衛生処理組合

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業 基本協定書

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業（以下「本事業」という。）に関して、津山圏域衛生処理組合（以下「組合」という。）と、_____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする_____グループ（以下、代表企業、_____及び_____を「構成企業」、_____及び_____を「協力企業」といい、構成企業と協力企業を総称して「構成員」という。）は、以下のとおり合意し、本基本協定書（以下「本協定」という。）を締結した。

（目的）

第1条 本協定は、本事業に関し、構成員が落札者として決定されたことを確認し、組合と構成員及び構成企業の設立する特別目的会社（以下「SPC」といい、構成員とSPCを総称して「事業者」という。）の間において、本事業に係る基本事項について定める基本契約（以下「基本契約」という。）並びに基本契約に基づく本施設の設計・建設の一括請負及び本施設の運営・維持管理（以下「運営・維持管理業務」という。）の委託についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）を締結することを目的として、それに向けての組合及び構成員双方の義務について必要な事項を定めることを目的とする。

（当事者の義務）

第2条 組合及び構成員は、特定事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。

2 構成員は、特定事業契約の締結のための協議において、本事業の入札手続における組合及び津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設整備委員会の要望事項又は指摘事項を尊重するものとする。

（SPCの設立）

第3条 構成企業は、本協定締結後速やかに、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。以下「会社法」という。）上の株式会社として、運営・維持管理業務の遂行のみを目的とし、決算期を3月末日とするSPCを津山圏域（津山市、苫田郡鏡野町及び久米郡美咲町をいう。以下同じ。）内に設立し、その商業登記簿履歴事項全部証明書を組合に提出するものとする。

2 構成員は、SPCの本店所在地が変更される場合、SPCをして、組合に対し、事前に書面で通知させるものとする。但し、構成員は、本協定の終了に至るまで、SPCをして、SPCの本店所在地を津山圏域以外の土地に移転させないものとし、構成企業は、かかる本店所在地の変更に係る定款変更議案に賛成しないものとする。

3 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類とし、構成企業は、SPCの定款に会社法第

107条第2項第1号所定の定めを規定し、これを組合の事前の書面による承諾なくして削除又は変更しないものとする。

- 4 S P Cへの出資にあたり、構成企業は、次の各号所定の事項を遵守するものとする。
- (1) S P Cの資本金は、 円以上(提案に基づき追記する)とする。
 - (2) 構成企業はいずれも必ず出資し、且つ、構成企業による出資割合の合計が出資比率の100%となるようにするものとする。
 - (3) 代表企業のS P Cに係る議決権保有割合は、本協定の終了に至るまで、構成企業中で最大でなければならない。

(株式の譲渡等)

第4条 構成企業は、本協定の終了に至るまで、次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を組合に対して書面により通知し、その書面による承諾を得たうえで、これを行うものとする。

- (1) S P Cの株式の第三者に対する譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 構成企業以外の第三者に対する新株又は新株予約権の発行その他の方法による第三者のS P Cへの資本参加の決定
 - (3) 構成企業の出資割合の合計が出資比率の100パーセントを下回ることとなる又は代表企業がS P Cの筆頭株主でなくなることとなる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資
- 2 前項の定めるところに従って組合の事前の書面による承諾を得て前項各号所定のいずれかの行為を行った場合には、当該行為に係る契約書その他組合が請求する書面の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る組合所定の書式の誓約書とともに組合に対して提出するものとする。

(特定事業契約)

第5条 構成員は、自ら又はS P C及び建設事業者(【【_____】と【_____】による共同企業体】/【_____】をいう。以下同じ。)をして、組合との間において、次の各号所定の各契約を当該号の定めるところに従って締結し、また締結させるものとする。

(1) 基本契約

構成員は、平成 年 月頃を目途として、津山圏域衛生処理組合議会に対する特定事業契約の承認等に係る議案提出日までに、組合との間で基本契約の仮契約を自ら締結し且つS P Cをして締結させるものとする。

(2) 建設工事請負契約

構成員は、基本契約の仮契約締結日と同日付で、建設事業者をして、建設事業者との間で建設工事請負契約の仮契約を締結させるものとする。

(3) 運営・維持管理業務委託契約

構成員は、基本契約の仮契約締結日と同日付で、S P Cをして、S P Cと組合

との間で運営・維持管理業務委託契約の仮契約を締結させるものとする。

- 2 前項の仮契約は、特定事業契約の締結について津山圏域衛生処理組合議会の議決を得たときに本契約としての効力を生じるものとする。
- 3 前二項の定めにかかわらず、特定事業契約に係る本契約の成立前に、構成員のいずれかが次の各号所定のいずれか（以下「デフォルト事由」という。）に該当するとき（但し、第(1)号乃至第(6)号については、本事業の入札手続に関して当該各号のいずれかに該当する場合に限る。）、組合は、特定事業契約に関し、仮契約を締結せず又は本契約を成立させないことができるものとする。この場合において、構成員は、組合の請求に基づき、本事業の落札金額並びにこれに係る消費税額及び地方消費税額の合計額の10パーセントに相当する金額の違約金を組合に支払う義務を連帯して負担するものとする（但し、第(17)号に該当する場合を除く。）。なお、当該違約金の定めは損害賠償額の予定ではなく、デフォルト事由により組合が被った損害のうち、当該違約金により回復されないものがあるときは、その部分について組合が構成員に対して損害賠償の請求を行うことを妨げないものとする。この場合、かかる構成員の損害賠償債務も連帯債務とする。
 - (1) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含む。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令を受け、且つ、同条第6項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (2) 独占禁止法第50条第1項の納付命令を受け、且つ、同条第4項に規定する期間内に同項の規定による審判の請求をしなかったとき。
 - (3) 独占禁止法第52条第4項の規定により審判請求を取り下げたとき。
 - (4) 独占禁止法第66条第1項から第3項までに規定する審決（同条第3項の規定により原処分全部を取り消すものを除く。）を受け、且つ、当該審決の取消しの訴えを独占禁止法第77条第1項に規定する期間内に提起しなかったとき。
 - (5) 独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (6) 自ら又はその役員若しくは使用人その他の従業者について、刑法（明治40年法律第45号。その後の改正を含む。）第96条の6又は第198条の刑が確定したとき。
 - (7) その役員等（その法人の役員又はその支店、営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号。その後の改正を含む。以下「排除条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等（排除条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）及び暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。
 - (8) 暴力団（排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (9) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損

害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。

- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (11) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (12) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用しているとき。
 - (13) 暴力団員を雇用・使用していた場合(第(12)号に該当する場合を除く。)に、組合が事業者に対して当該被雇用(使用)者の解雇を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - (14) 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方が第(7)号から第(12)号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (15) 事業者が、第(7)号から第(12)号までのいずれかに該当するものを再委託契約その他の契約の相手方としていた場合(第(14)号に該当する場合を除く。)に、組合が事業者に対して当該契約の解除を求め、事業者がこれに従わなかったとき。
 - (16) 本協定のいずれかの規定に違反した場合において、組合が相当期間の是正期間を設けて、当該違反の治癒を請求したにもかかわらず、当該相当期間内に当該違反が治癒されないとき。
 - (17) 事由の如何を問わず、本事業の入札参加資格要件を喪失したとき。
- 4 構成企業は、組合と構成員との基本契約の仮契約の締結と同時に、別紙1所定の書式による出資者保証書を作成して組合に提出するものとする。

(準備行為)

第6条 構成員は、各特定事業契約に関し、当該特定事業契約の成立前であっても、組合の循環型社会形成推進交付金の申請支援を行うものとし、また、自己の責任及び費用で本事業に関して必要な準備行為を自ら行い又はSPCをして行わせることができるものとする。

2 構成員は、各特定事業契約成立後速やかに、前項の定めるところに従ってなされた準備行為の結果を当該特定事業契約の当事者であるSPC又は建設業者に承継させるものとする。

(特定事業契約の不調)

第7条 事由の如何を問わず、特定事業契約の全部が締結に至らなかった場合には、本協定に別段の定めがない限り、既に組合及び構成員が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定が締結された日を始期とし、特定事業契約の全部が成立した日を終期とする期間とし、本協定は当該有効期間中当事者を法的に拘束するものとする。

2 前項の定めにかかわらず、デフォルト事由の発生その他の理由により特定事業契約が締結に至らなかった場合には、特定事業契約の締結不調が確定した日をもって本協定は終了するものとする。但し、本協定の終了後も、第5条第3項、第7条、第9条及び第10条の定めは有効に存続し、当事者を法的に拘束し続けるものとする。

(秘密保持等)

第9条 組合及び構成員は、本協定の締結及び履行又は本事業に関連して相手方から秘密情報として受領した情報を秘密として保持して責任をもって管理し、本協定の履行又は本事業の遂行以外の目的でかかる秘密情報を使用してはならず、本協定に別段の定めがない限り、相手方の事前の承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 次の各号所定の情報は、前項の秘密情報に含まれないものとする。

- (1) 開示の時に公知である情報
- (2) 開示される前に自ら正当に保持していたことを証明することができる情報
- (3) 開示の後に組合又は構成員のいずれの責めにも帰すことのできない事由により公知となった情報
- (4) 組合及び構成員が本協定に基づく秘密保持義務の対象としないことを書面により合意した情報

3 第1項の定めにかかわらず、次の各号所定のいずれかの場合には、相手方の承諾を要することなく、相手方に対する事前の通知を行うことにより、秘密情報を第三者に開示することができる。但し、相手方に対する事前の通知を行うことが、権限ある関係当局による犯罪捜査等への支障を来す場合は、かかる事前の通知を行うことを要さない。

- (1) 弁護士、公認会計士、税理士、国家公務員等の法令上の守秘義務を負担する者に開示する場合（組合が特定事業契約に係る議決を行うために必要な限りにおいて、組合が津山圏域衛生処理組合議会に開示する場合を含む。）
- (2) 法令に従い開示が要求される場合
- (3) 権限ある官公署の命令に従う場合
- (4) 組合が守秘義務契約を締結した組合のアドバイザーに開示する場合
- (5) 構成員がS P Cに開示する場合
- (6) 本業務の実施に必要な範囲で、組合の構成自治体に開示する場合

4 組合は、前各項の定めにかかわらず、本協定又は本事業に関して知り得た行政情報に含まれるべき情報に関し、法令その他組合の定める諸規定の定めるところに従って情報公開その他の必要な措置を講じることができる。

5 構成員は、本協定又は本事業に関して知り得た個人情報の取扱いに関し、法令に従うほか、組合の定める諸規定を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第 1 0 条 組合及び構成員は、本協定に関して生じた当事者間の紛争について、岡山地方裁判所を第一審とする専属管轄に服することに合意する。

(誠実協議)

第 1 1 条 本協定に定めのない事項について必要が生じた場合、又は本協定に関し疑義が生じた場合は、その都度、組合及び構成員が誠実に協議して定めるものとする。

(以下余白)

以上の証として、本基本協定書を当事者数分作成し、各当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成____年____月____日

(組合)

(構成員)

(代表企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

(構成企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

(構成企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

(協力企業)

[所在地]

[商号]

[代表者]

出資者保証書式

平成____年____月____日

津山圏域衛生処理組合
管理者

様

出 資 者 保 証 書

津山圏域衛生処理組合汚泥再生処理センター施設建設・運営事業（以下「本事業」といいます。）に関し、____（以下「代表企業」という。）を代表企業とする____グループの構成員である代表企業、____、____.....（以下総称して「当社ら」という。）は、当社らが津山圏域衛生処理組合（以下「貴組合」という。）及び（SPC名）（以下「SPC」という。）との間において平成____年____月____日付けで締結した本事業に係る基本事項について定める基本契約並びに当該基本契約に基づく本施設の設計・建設の一括請負及び本施設の運営・維持管理委託についての各契約（以下総称して「特定事業契約」という。）の締結にあたり、本書の日付けをもって、貴組合に対して下記各項所定の事項を誓約し、且つ、表明及び保証する。

記

- 1 SPCは、平成____年____月____日に、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含む。）上の株式会社（本店所在地：_____）として適法に設立され、且つ、本書の日付現在有効に存在している。
- 2 SPCの株式は譲渡制限株式の1種類であり、SPCの定款には会社法第107条第2項第1号所定の定めがなされている。
- 3 SPCの発行済株式総数は、____株であり、その全てを、当社らが保有しており、____株を代表企業が、____株を____が、____株を____が、____株を____がそれぞれ保有している。
- 4 次の各号所定の行為のいずれかを行う場合、事前にその旨を貴組合に対して書面により通知し、その書面による承諾を得たうえで、これを行うものとし、且つ、貴組合の事前の書面による承諾を得て当該行為を行った場合には、当該行為に係る契約書の写しを、その締結後速やかに、当該第三者作成に係る貴組合所定の書式の誓約書その他貴組合が請求する書面とともに貴組合に対して提出する。かかる手続による場合を除き、本事業が終了する時まで、SPCの株式の保有を取得時の保有割合で継続する。
 - (1) SPCの株式の第三者への譲渡、担保権設定又はその他の処分
 - (2) 設立時の株主以外の第三者の、新株又は新株予約権の引受けその他の方法によるSPCへの資本参加の決定

(3) 当社らによる出資割合の合計が出資比率の100%を下回る事となる又は代表企業がSPCの筆頭株主でなくなる事となる新株又は新株予約権の発行その他の方法による増資

5 SPCの資本金は、【 】円とし、貴組合の事前の書面による承諾なくして当該資本金の額を減少しない。

以 上